

## 令和 8 年度大津市信用保証料補助金に係るFAQ

### 制度について

Q1:来年度以降も実施するのか。

A1:来年度以降の実施については未定です。

Q2:「予算の範囲内において」とあるが、予算が無くなったら終了するのか。

A2:お見込みのとおり、予算が無くなり次第終了となります。

### 交付対象者について

Q3:大津市に事業所がある事業者は交付対象者となるか。

A3:法人の場合は大津市内に本店登記を有する方、個人事業主の場合は開業届等に記載の主たる事業所を大津市内に有する方が対象となり、法人の場合は大津市内に事業所があっても本店登記が大津市外の事業者様は交付対象外となります。

Q4:信用保証の決定は令和8年3月で融資の実行は令和8年4月1日以降の場合は交付対象となるか。

A4:補助対象融資に係る融資の実行が令和8年4月1日以降であれば交付対象となります。

### 補助対象経費について

Q5:滋賀県の滋賀県中小企業振興資金融資制度のうち、中東情勢影響対応枠は補助対象となるか。

A5:滋賀県中小企業振興資金融資制度のうち、短期事業資金の中東情勢影響対応枠については補助対象となります。

Q6:借換枠でも補助対象となるか。

A6:滋賀県中小企業振興資金融資制度のうち、セーフティネット資金又は緊急経済対策資金の借換枠については補助対象となります。

Q7:滋賀県中小企業振興資金融資制度のうち、経営支援資金、政策推進資金、開業資金は補助対象となるか。

A7:補助対象外です。

### 補助金の額等について

Q8:信用保証料を分割して支払っているが、納期未到来の分も補助対象となるか。

A8:申請時点までに支払い済みの分が対象となります。

Q9:信用保証料を昨年度から分割して支払っているが、今年度に支払った分は補助対象となるか。

A9:令和8年4月1日以降に融資の実行を受けられた分が対象となるため、昨年度に融資の実行を受けられた分に係る信用保証料は全て対象外となります。

#### **その他**

Q10:社会福祉法人、医療法人などでも交付対象者となるか。

A10:社会福祉法人、医療法人は中小企業基本法上の中小企業者に該当しないものと解されるため、交付対象外となります。

ただし、個人開業医や農業法人(会社法の会社又は有限会社に限る)は交付対象者となります。

Q11:市の補助金の交付を受けた後に、同じ信用保証料に対して国や県の補助金を受けることになったが、報告は必要か。

A11:大津市信用保証料補助金返還届出書(様式第8号)を市に提出のうえ、当該補助金を受けた信用保証料の額のうち、本市の補助金の交付割合に相当する額を速やかに市に返還していただく必要があります。

Q12:大津市信用保証料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)の補助事業の経費所要額の欄には何の額を記載すれば良いか。

A12:お支払いされた信用保証料総額をご記載いただきますようお願いいたします。

Q13:補助金の支払いは信用保証協会へされるのか、事業者へされるのか。

A13:事業者様へお支払いいたしますので、大津市信用保証料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)には、事業者様の振込先口座をご記載いただきますようお願いいたします。

Q14:国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類とは、具体的に何を提出すれば良いか。

A14:国税については所管の税務署が発行する納税証明書、県税については所管の都道府県税事務所が発行する納税証明書、市税については所管の市町村が発行する納税証明書(大津市の場合は完納証明書)が必要となります。

Q15:押印した書類はPDFのみメールでの提出で良いか。

A15:押印された書類は原本の提出が必要となりますので、郵送またはご持参いただく必要があります。

Q16:金融機関が代理申請して良いか。

A16:金融機関様は代理申請者とはなり得ません。事業者様ご自身で作成し、ご申請いただきますようお願いいたします。なお、事業者様が作成された書類の代理提出等については差し支えありません。

Q17:申請から振込までどれくらいかかるか。

A17:申請内容等に不備がなければ、申請から振込まで通常1ヶ月程度の期間をいただいております。

Q18:自分が借り受けた融資制度の種類がわからない。

A18:手続きを行われた金融機関様、信用保証協会様等にご確認いただきますようお願いいたします。